

第2回 池田市上下水道事業経営審議会会議録

日 時 令和4年5月19日（木）
午前10時～午前11時45分
場 所 池田市上下水道庁舎 研修室

次 第

1. 開 会

2. 出席委員・欠席委員の報告

柴 健次 会長
藤田 祥子 副会長
尾崎 博彦 委員
菊谷 通隆 委員
国定 友博 委員
中村 一雄 委員
堀 智子 委員
(欠席委員なし)

3. 議 事

(1) 投資・財政計画について

事務局による説明（別紙資料参照）

(2) その他

次回以降の審議会の日程について

第3回審議会の日程は令和4年6月17日（金）

4. 閉 会

第2回池田市上下水道事業経営審議会 質疑内容

○中村委員

配布資料「第2回 池田市上下水道事業経営審議会」の6ページに記載のアセットマネジメントに関して、過去、現在、将来（令和9年）の大まかな人件費を知りたい。

将来、民営化の可能性を考えた際のコストについて気になったため。

◎横井課長（経営企画課）

業務委託等により、上下水道部全体の人員は減少。（平成26年度の82人→令和2年度の75人）官民の棲み分けで可能な範囲で人件費の削減に努めており、部内で組織のあり方を検討しながら現時点で可能な限り実施している。これ以上の削減については、今後の更新費用等も考慮したうえで精査していきたい。

○菊谷委員

平成25年度の審議会で平成30年度の水道料金の改定率が6.4%だったが、今回は5%に下がっているのは、なぜか。

当時は大口使用者や豊能町等の大口収入を見越して、平成30年度の改定を想定していたが、今回は理由の中に豊能町の企業団統合や空港の使用料の減少という事項が発生している。内部留保資金はこの料金改定率で目途が立つのか。災害時等に対応可能な額として、5%で十分なのか。

○横井課長（経営企画課）

平成30年度で改定を見送った理由は、口径別納付金および大口使用者の給水収益の増加のため。また、平成29年度経営戦略策定時は豊能町が企業団に統合されるかが未定で、推計については統合決定後に見込んでいくこととしていた。

なお、経営戦略の10年間の真ん中の年に当たる令和5年に改定することで、長い目で見て経営が安定するように設定している。

近年はコロナ禍で大口収入が減少する等、この数年間で状況が色々変化している中、資金の状況・料金を見ていく際に、今回の改定率の設定によりその先の予定改定率は変わってくるが、下水道使用料の改定率を20%と設定していることも踏まえ、市民への負担とのバランスを取って5%と仮定。

内部留保資金は、災害時等でも無収入で経営できる額として15億～20億を見込む。給水収益の4か月分を最低限度とし、更新費用として確保しておくべき額を設定しており、必要な整備に対して財源を充当して算出した提案。また、企業債の充当率を下げ、将来世代の負担と現役世代の負担のバランスをとれる提案としている。

○柴会長（補足）

水道料金で5%、下水道使用料で20%の料金改定を実施する根拠は、令和9年度において黒字経営が可能という当初目標を達成するために必要なため。

○横井課長（経営企画課）

令和9年度の計画最終年度の黒字と内部留保資金の確保を経営戦略の財源目標としており、それを達成できる内容で提案している。

○藤田副会長

配布資料「第2回 池田市上下水道事業経営審議会」の8、9ページに記載の水道管の耐用年数について、法定耐用年数から実耐用年数に変えることで約20年延長できるようだが、この変更により問題が生じないか。法律で決まっているものを変えてしまうことに疑問がある。

◎横井課長（経営企画課）

法定耐用年数は減価償却を行う年数で、実耐用年数は国が策定したアセットマネジメントの手引きなどの方針を参照して設定。

更新対象は、優先項目を設定して、老朽化しているものや漏水があったもの等について、健全度・緊急度を鑑みて、施設の整備計画を立てている。費用面・安全面の両方を見ながら、計画的に実施している。

○柴会長（補足）

例えば下水処理場等、法定耐用年数を過ぎていますが実質的にはまだ使える設備はある。法定耐用年数は、減価償却の目安や税金上のために統一して定められている。

アセットマネジメントでは、水道に限らず全ての地方自治体で資金不足となっていることから、技術的に実際に使える年数で使うことが望ましいとされている。

数字のつじつまを合わせるための操作ではない。実際に使える年数を見て見積もりなおすということ。

○堀委員

法定耐用年数は、大体の目安で、税金計算の際に使用するもの。恣意性が入らないように定められている年数。実際にどれくらい使用できるかは明確には不明で、丁寧に使用すれば長く持つ。今回はより実態に合った年数を算出されていると思う。

○尾崎委員

要するに、法定耐用年数は会計処理における概念で、減価償却のために使用するもの。実耐用年数はより実態に踏み込んで、本当に補修が必要かどうかを決められたものという理解で正しいか？

○柴会長（補足）

正しい耐用年数を推定して利用するのが大原則だが、正しく見積もることは困難。法律で定めて一定の基準を設けている。これまで法定耐用年数を使用してきたが、地方自治体の財政難を鑑みて、技術的に見た数字に変えているという実態がある。

公立の小学校等、他の施設においても同じ流れが起きている。

○堀委員

第1回の資料を拝見したところ、下水道事業会計において、建設改良費が計画より大幅に増加している。

計画の前半の5年間で多額の事業費を使用したなら、後半の5年間の建設改良費は減少するという理解でよろしいか。

それとも、前半の期間で特段の事情があつて多額であったなら、今後の建設改良費にも影響があるのではないか。

◎横井課長（経営企画課）

下水道事業会計は、国庫補助金を使って実施する事業が多く、国庫補助金の交付具合により計画との乖離が出てくる。

ご指摘の点については、国の補正予算が平成30年度～令和3年度にあり、この国庫補助金を活用して前倒しで事業を実施したため。計画の全体としては変わらないが、前半に関しては乖離が発生。

今後の事業費は、先取りして実施した分を減らして推計している。

○堀委員

資産の耐用年数と企業債償還年数にギャップはないか。資金不足に陥らないか。

◎横井課長（経営企画課）

ギャップがないよう、企業債償還年数は25年で設定。下水の場合下水道管の法定耐用年数は50年、下水処理場の機械が15年～20年となっており、平均的に取っていくと25年償還となる。減価償却費を元手に企業債を返すというバランスを取っている。

○柴会長（補足）

減価償却等の会計上の発生主義の数字と、企業債の償還額といった現金主義の数字について、お金の流れはつかみにくい、資金不足に陥らないよう注意が必要。それを心配された質問。

◎横井課長（経営企画課）

内部留保資金を使用することと企業債発行のバランスをとって、令和9年度の資金の確保ということで、企業債充当率については、先ほどの説明のとおり水道は下げて（充当率75%）、下水は地方財政措置を見て据置（充当率100%）として、事業費を見込んでそれに対する財源を割り当てて計算している。

○堀委員

資金が概ね足りているなら構わないが、他の公会計で、前述のギャップが生じて資金不足に陥るといったケースがあった。資金は大丈夫か。

◎横井課長（経営企画課）

必要な資金を確保できる計算で推計し資金不足にならないようにしている。

○柴会長（補足）

今回の議論のポイントは将来についての修正点だと思うが、本日の質問を聞く限り、これまでの5年間の検証について、今回の質疑で行った説明について理解をいただいたうえで、次の段階として行うべきだったが、過去の検証と将来の修正の審議を同時に行っているため、このような状況になっていると理解している。

○国定委員

今後、使用料の減少が見込まれる中、維持費・材料費・人件費等は増加が予想されるが、それでも改定率は5%で十分なのか。具体的な推計があれば知りたい。

○柴会長

その件については後半に事務局から説明していただく。

—休憩—

○柴会長

参考資料の①～③は委員からの質問があれば使用し、まずは本資料の「第2回 池田市上下水道事業経営審議会」の4ページに記載の「第2回の審議のポイント ①～③」についてご審議いただきたい。

「第2回の審議のポイント ①～③」

- ①経営戦略最終年度（令和9年度）の損益黒字の確保・内部留保資金の確保に必要となる令和5年度の改定率は水道料金5%・下水道使用料20%となる。
- ②固定費を回収するため、基本料金及び従量料金の見直しも行う必要がある。
- ③企業債充当率は水道75%（施設整備事業）、下水100%（国庫補助金を除いた事業費）とする。

○中村委員

料金改定は市民全体に係る話。要は、コストに対して資金が足りないから値上げする、というのは簡単すぎる。コスト面で努力できる点はないかという疑問があるが、先ほどの説明で簡単には行かないということについては分かった。

○柴会長（補足）

原価の節約をしているという説明がないと納得できないということ。

◎横井課長（経営企画課）

配布資料「第2回 池田市上下水道事業経営審議会」の13、14ページに記載のとおり、業務委託による削減や、漏水調査直営化による委託料の削減、施設の休止などといった業務の効率化等により、コストの削減に極力努めている。これらを実施してもなおかつ足りない部分については、料金の値上げをお願いしたいと考えている。

○国定委員

料金改定率は5%で十分なのか。物価上昇の影響もあり、もっとコストアップするのではないか。サービスの提供を止められない事業ではあるが、我が社では、年2%人件費が減らされている。要るものは要るという押し通せる理屈があれば、我が社でも実践してみたいので、教えていただきたい。

◎横井課長（経営企画課）

ご指摘のとおり、公営企業のため公共の福祉に寄与するという観点からも、一定の費用をかけなければ逆にサービスの低下を招いてしまう。コスト縮減だけで行うと、それによる事故が起こり、逆にコストが上がったり、サービスが止まってしまうということがある。

サービスは絶対に止められないので、そうならないように、なったとしても最小限に抑えられる対策がとれる形でかかる費用はかけていかなければならない。コストを精査した中で24時間365日給水や下水処理の継続ができるように整備して、それに対して足りないものは料金でいただくという考えのため、その点では民間企業と異なる点があると思う。

○柴会長（補足）

サービスを止められない事業ではあるが、職員の人員削減等の努力をした結果なのか、という質問が出たときにも対応できるようにしておかなければならない。

民間と違うから、容易に値上げができると思われぬように努力しているという説明できるようにしておくべき。国定委員が知りたいと言っていた特別なノウハウは無い模様。

○堀委員

参考資料①「水道料金算定のポイントと考え方」の12ページの原

価の分析において、池田市は変動費の比率がかなり低く、ほぼ固定費。すなわち給水量が減少した際に、収益をプラスマイナス0にしようと思うと料金を値上げしなければ採算が合わない。

今後人口減少に伴い使用水量が減少する中で、どうしても単価を上げていかなければならないが、使用量を減らしたのに料金が値上がりすることになれば、利用者にどこまで受け入れてもらえるかが疑問。

受水量を現在の10数パーセントから増やさず現状維持するとのことだが、一方で仮に受水量を増加する場合でも、施設維持の費用は必要なため、ある一定の時点で、現状を大きく変更することも検討したほうがよいのではないか。

○柴会長（補足）

池田市にしては贅沢な設備を持ちすぎており、人口減少するなら将来的には設備を小さくすることも検討すべき、とのこと。問題提起なので心にとどめておいたら良い。

○堀委員

水道料金の改定率5%ということだが、基本料金と従量料金の見直しとの関係性は？

◎横井課長（経営企画課）

5%はあくまでも平均改定率であり、水道料金全体での増収ということになる。基本料金と従量料金それぞれの具体的な数字については、今後検討して審議会に提案する予定。

○堀委員

第1回の審議会の資料で、人件費が減っていれば委託料は増えると考えられるが、令和4年度の見込みで両方増えているのはなぜか。委託料は人件費の振替のイメージがあり、トータルでは一緒になるはずではないのか。

◎横井課長（経営企画課）

令和4年度の人件費は、事業に伴い増加。委託料の増加については施設整備計画策定というイレギュラー且つ高額な事業費の業務が発生したことが理由。今後は、計画策定年度以外は一定の金額となる予定。

○柴会長

第3回以降の審議会において、どのような内容で審議が行われるかを事務局は説明しておくべき。

例えば、基本料金と従量料金の見直しはいつするのか、など。

◎横井課長（経営企画課）

第1回・第2回は、経営戦略の見直しの考え方の説明を、第3回・第4回は具体的な料金について審議を行う予定。

第5回以降はまとめた経営戦略改訂版の案や方針について、審議を行う予定。

○柴会長

ポイントは第3回・第4回の模様。具体的な料金改定についての疑問があれば質問していただきたい。

○菊谷委員

水道料金は5%、下水道使用料は20%の料金改定について、市民の負担を考えてということが出てきたが、上下水道事業が将来にわたり安定して水の供給や下水の整備を行うために本来はもっと大きく値上げをしたいと考えているのか。すなわち、5%、20%は無理をした数字なのか。

○柴会長

この質問について詳細説明される場合は第3回・第4回にて回答いただきたい。

○堀委員

投資財政計画についてのお願いになるが、配布資料「第2回 池田市上下水道事業経営審議会」の7、8ページ辺りで、池田市の管・建物等の施設を、更新済・未更新で分けて全体的に掴めるように記載しておいてほしい。計画終了時点で更新が何%終わって、残りが何%、という経過が分かる資料があれば、料金改定の算定の根拠資料として分かりやすいのではないか。

○柴会長（補足）

古い管は推定も入るだろうが、可能であればお願いしたい。

◎横井課長（経営企画課）

第1回の審議会の資料において、令和2年度決算での具体的な管の更新延長や耐震化の状況等はお示ししているが、ご指摘の通り、令和9年度の状況について、また次回以降に資料を提示したい。

○柴会長

本日の審議のポイントについては、委員の皆様は納得されたか。

○尾崎委員

それなりに理解したと思う。

今後の審議会では、料金の値上げについて、基本料金と従量料金の構成について審議していくという理解でよろしいか。

◎横井課長（経営企画課）

仰るとおり、第3回で基本料金と従量料金の審議を行う。第1回でお示ししたとおり、水道料金に関しては、口径別の料金体系も検討している。

○柴会長

本日の審議のポイント③の企業債充当率の話についても納得されたか。値上げ幅の算定に関与していると理解しているが。

○堀委員

内部留保資金が減少するということだと理解しているが、問題はないか。

◎横井課長（経営企画課）

現状の経営戦略上の令和9年度の内部留保資金は27億程度だが、内部留保資金については給水収益4か月分を最低限度とし、施設の整備に必要な資金の確保ということで15～20億に設定している。

企業債残高を減らして後年度の負担を減らしながら、最低限度の運営ができるような資金確保ということで、令和9年度に15億確保するにはどれぐらいの改定率が必要かということ5%・20%となる。

施設の整備費を料金収入と企業債のどちらで賄うのかといったバランスを考慮したうえでの提案。

参考として、その先の想定改定率については24ページで示すとお

り。企業債充当率を変更することで、今後の想定改定率への影響はある。

○柴会長（補足）

予備的な資金を一定確保するのは、非常事態・緊急時を想定しているためと考えるが、具体的な懸念材料は池田市にあるのか。

例えば、過去に何か起きた例があれば教えていただきたい。

◎吉浦課長（浄水課）

池田市では平成30年に浄水場の水を取り入れるところの下流にある可動堰である加茂井堰において、空気漏れによって取水が不可能となる事態が発生した。その際は土嚢を積むことで、仮締切で水位を確保して復旧したが、このように想定外の事態が今後も発生した際には、同様に工夫・対策を行っていきたい。

○柴会長（補足）

内部留保資金については、過去の対応例等も踏まえて考えたほうが良い。

○尾崎委員

根本的な話だが、企業債充当率と、水道料金・下水道使用料の値上げとの関係性が不明。なぜ企業債充当率が関係しているのか。

○柴会長

事務局には、次回の審議会で、絵や図などを用いた分かりやすい資料を付けて説明していただきたい。

◎横井課長（経営企画課）

そもそも、資金確保には2つの手段があり、企業債（お金を借りる）か水道料金として資金を得るのか。施設の整備費を後年度に負担してもらおうということで企業債を借りて行うのか、今の世代の人に一定いただくのかのバランスとなる。施設の整備費については企業債ばかり使用すると将来支払う償還金が大きく増加してしまい長期的にみると問題であるため、今の世代の人にも一定負担していただく必要があると考えている。

企業債充当率を低下させると、資金も低下するため、許容できるギ

リギリのラインの率を提案している。

○柴会長（補足）

どの世代が費用を負担するか、ということ。施設整備費について全額を料金に反映させると高額すぎるため、企業債を使うことで後の世代の人に料金として負担していただくことが可能になる。

○尾崎委員

企業債充当率とは具体的にどういうことを言うのか。

◎横井課長（経営企画課）

事業費に対して企業債を何%充てるか、1億の工事に対して1億借金をするのか、7500万借金して、残りを内部留保資金でまかなうのかということ。

○柴会長

本日の審議のポイントについて、皆様ご了承いただけたということによろしいか。

○全員

異議なし。

以上